

事 務 連 絡
令和6年12月12日

各府省庁御担当者 各位

法務省民事局民事第一課

戸籍の振り仮名制度に係る周知・広報について（協力依頼）

平素より、戸籍制度の適切な遂行に御理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、氏名の振り仮名は戸籍上公証されていませんが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行（令和7年5月26日）により、戸籍の記載事項に氏の振り仮名及び名の振り仮名（以下「振り仮名」という。）が追加されることになりました。

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から皆様に、戸籍に記載する予定の振り仮名が通知されますので、通知を受け取ったら必ず内容を御確認いただき、通知された振り仮名が誤っている場合は、令和8年5月25日までに届出をしていただく必要があります。

また、通知の振り仮名が正しい場合は、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

当省では、制度の概要等について周知・広報に取り組んでいるところですが、上記の通知を受け取った際に適切な対応をとっていただけるよう、更なる周知が必要であると考えています。

つきましては、各府省庁の組織内部、都道府県及び所管する機関・団体等に対して、別添フライヤー及び協力依頼の周知について御協力いただけますよう、お願い申し上げます。

※戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省 HP で御案内しています。

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>)

問合せ先

法務省民事局民事第一課

補佐官 青山 t-aoyama1fh@moj.go.jp

係 長 高林 s-takabayashi4er@moj.go.jp

事務官 藤野 t-fujino1gp@moj.go.jp

TEL: 03-3580-4111（内線 5965）